

内閣委員会議録第二十一号

昭和三十一年三月九日(金曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 大平 正芳君 理事 高橋 等君
理事 保科善四郎君 理事 受田 新吉君

白井 莊一君 大坪 保雄君

大村 清一君 加藤 精三君

北 吟吉君 小 義昭君

椎名 隆吉君 薄田 美朝君

辻 政信君 床次 徳二君

福井 順一君 坊 秀男君

眞崎 勝次君 宮澤 胤男君

栗山 博君 横井 太郎君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 稲村 隆一君

片島 港君 永井勝次郎君

西村 力弥君 細田 綱吉君

出席國務大臣 鳩山 一郎君

内閣総理大臣 清瀬 一郎君

出席府政委員 根本龍太郎君

内閣官房長官 高辻 正己君

法制局長 高辻 正己君

文部事務官 福田 繁君

(調査局長)

委員外の出席者 議員 古井 喜實君

議員 山崎 巖君

専門員 安倍 三郎君

三月八日

委員辻政信君、福井順一君及び稲村隆一君辞任につき、その補欠として

大高康君、小澤佐重喜君及び三宅正

一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小澤佐重喜君及び大高康君辞任につき、その補欠として福井順一君及び辻政信君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、高橋等君、辻政信君、床次徳二君、福井順一君、下川儀太郎君及び三宅正一君辞任につき、その補欠として加藤精三君、坊秀男君、森清君、白井莊一君、永田亮一君、永井勝次郎君及び稲村隆一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員森清君及び永田亮一君辞任につき、その補欠として辻政信君及び福井順一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員白井莊一君、加藤精三君及び坊秀男君辞任につき、その補欠として床次徳二君、江崎真澄君及び高橋等君が議長の名で委員に選任された。

同日

三月八日
未帰還公務員に対する恩給法改正の請願(中村時雄君紹介)(第一五六号)
元沖繩県有給吏員に恩給支給に關する請願(淵上房太郎君紹介)(第一七七号)

元満洲国日本人官吏に恩給法適用に關する請願(保科善四郎君紹介)(第一一九三号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第二二三一号)

同(佐々木更三君紹介)(第二二三二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
公職選挙法改正案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)

臨時教育制度審議会設置法案(内閣提出第一〇号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

憲法調査会法案を議題とし質疑を続行いたします。稲村君。

○稲村委員 きょう実は法制局長官に御出席を願っておったのであります。

が、お見えになりませんでした。次長の方もしくは清瀬さん、古井さん、山崎さんどちらでもよろしいですから、お尋ねしたいと思うのです。私はこの調査会法案というものは、どうしてもこれは憲法違反である、こう考えております。

まず第一にお尋ねいたしますが、鳩山首相は前国会から、國民に發議するのには政府に提案権はないことは明瞭であります。しかしながら国会が意思を決定する議案につきまして、理論的には内閣に提案権があると考へます。

こう言っておられるのです。法制局長官もそういうことを二十二国会の參議院におきましてはつきり申しているの

であります。この点は憲法第七十二条によつてであるかどうか、いま一度はつきりお答えを願いたいと思うのであります。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

憲法改正の手續の段階といたしましては、御承知のように、憲法の規定によりまして、国会が國民に發議し、その内容は國民に提案をして、いわゆる國民投票によつて憲法の改正をする、というのが憲法の規定でございます。

その發議の原案と申しますか、發議をするに關しては国会が意思決定をされるそのもの原案を果して政府が出せるかという問題であらうと思ひますが、その發議の原案につきましては、憲法の規定は直接に觸れておるとは私ども思つておりませんので、これを議員が提案することができるとはむろんであります。内閣もまたそれができる、こういう解釈を私どもはとつておるわけでありまして。

○稲村委員 法制局長官は、二十二国会の參議院においてこういうことを言っておられるのです。「国会がこういう憲法改正を國民に対して發議されるにつきましては、あらかじめその意思決定を議案についてなされることが必要であるわけでございます。その意思決定をするに關しては、理論的には發議するかどうかということにつきましては、憲法九十六條が直接にはきめておらないわけでございます。これは憲法の一般の原則から解釈すべきものであるわけでございます。それにつきまして

国会議員が提案権を持つておられることは、これはもちろん申すまでもございませぬ。しかし憲法七十二條の規定からいって、内閣も提案権を持つておるといふことは、理論的に言へることだと存じておるわけでございます。」と

言つております。林長官はみづからこの言ひは憲法の第九十六條は直接きめておられない、だからこれは憲法の一般原則から解釈すべきものである、

こう言つておられる。そう言つておられるのに、理論的には内閣も提案権を持つておる、こういうふうになつておることは、どう考へてもこれは独断的な三百の議論であると私は思ひます。

そこで憲法の一般原則の問題であります。そこで憲法の一般原則の問題からいって、外國の例をとつて言うわけではないけれども、これは憲法には歴史があるので、外國の憲法も日本の憲法もない、主權在民の憲法をとつた以上は、その解釈というものは當然歴史に従わなければならぬ。イギリスでもアメリカでも憲法上の規定に關する一切の提案権は國會に專屬するということに習慣になつておる。もし成文憲法に規定があつた場合には、成文憲法に規定があつた場合には、憲法の解釋は長い間の歴史の慣習に従ふのが當然です。憲法の規定が明確でないからといって勝手な解釋をするならば、イギリスのようになつておる。ところがイギリスではマグナカルタ以来憲法の民主主義の慣習が——ラスキは民主主義は慣習であると言つておる。その慣習

が厳として守られておるから、そこで不成文憲法でけつこうなんです。ところがイギリスのような民主主義の慣習のないところはどうしても一々明確に規定する必要がある。それが私は成文憲法であると思うのです。そこで憲法の長い間の習慣というものを厳格に守らなければ大へんなことになる。たとえばアメリカは大統領制です。この前の二十九日の私と清瀬さんとの問答の速記録を見ますと、私がアメリカは大統領のやる議会政治だと言ったようなことが書いてあるが、これはとんでもない間違いで、大統領の議会政治なんてばかたきではないので、これは議事録の間違いですから訂正しておきますが、アメリカは大統領政治です。大統領政治でありまして、ほとんど四年間は大統領が独裁権力のごとき絶大な権限を持っておる。これはアメリカという国が独立戦争とかあるいは南北戦争とかという戦争の過程から憲法が制定された国だから、従って政府の権限が非常に強く絶大であるという必要から生まれたので、これはやむを得ない一つの客観的な事実であつた。日本がちょうど行政権力の非常に強いことを要求した明治の時代、これは非常に国家権力が強かつたことというのは、これはまたやむを得ないことなんです。そういう歴史上の事実からそういうふうな強い行政権力が生まれるのであります。しかしこのアメリカがかりに政府の権力が絶大であるにかかわらず、ほかの国のようにいわゆる独裁政治にならないことは、アメリカにおいて三権分立の精神が厳重に守られているからである。こういうふうな絶大な政治権力を持つておる政府といえども

専制政治を行へないのは、これは立法権の独立が厳として存在しているからである。そこでアメリカの憲法を調べてみても、行政権力が憲法のこと容喙することは厳重に排斥されておる。だからして憲法の改正の問題を議するに当っては、立法府にすべて専属しておる。そういうことは、専制政治を防ぐために当然のことなんです。それからイギリスでは、日本と同じ議会の政治の国です。大統領政治ではない。この議会政治の国におきまして、成文法はないけれども、憲法上の規定はすべて議会がこれを議することに、慣例が厳重に守られておる。そういう憲法の歴史、慣習からいって、林さんもこれは憲法の一般原則から解釈すべきものであると言われているとき、それが九十六条の規定では明確でないからといって、いやしくも憲法上の問題を内閣が主として調査会を作っているという相談をするというふうなことは、これは日本国憲法からいっても明瞭に憲法違反である。これは憲法の歴史、慣例から私は申し上げる。それを無理に内閣にも意思決定をする提案権ありと称してこの憲法調査会を内閣に置かんとするがごときは、何といつても憲法違反であつて、三百の議論である、こう私は申し上げたい。その点に対してこれは清瀬さんでも、古井さんでも、山崎さんでもけつこうですから、御意見を承りたいと思います。

○山崎巖君 ただいまの稲村さんの御意見につきまして、前会稲村さんにお答えいたしました通り、私も同じようにしては憲法九十六条の規定から申しまして、また七十二条の規定から申しまして、内閣におきまして提案権ありという解釈をとつておるわけでありまして、この点につきましてはもとより提案権なしという学説もござります。しかし学界の意見もござります。ましては、内閣に提案権ありという意見の方が多数説のように、私も見ておるわけでありまして、ただ前会も申し上げましたように、内閣に憲法調査会を作りまして、だんだんと憲法の全面的検討を遂げ、そしていよいよこれを提案する場合に国会から提案するか、これは別個の問題だと思ひます。ただいまの稲村さんの御意見のごときも非常に傾聴に値する点もあると私も思ひますが、法律的解釈といたしましては、ただいま申し上げますような憲法の条章から考えましても、私も内閣にも提案権ありと、こういうふうな解釈をとつておるような次第であります。

○稲村委員 七十二条は予算案とか一般の法律案をいっているものであつて、憲法の問題に対する議案を私はいっているのじゃないかと思ふ。これは何度もう繰り返すようですが、憲法に関する一切の議案というものは立法府のみがやるべきものであつて、その歴史、習慣からいつても、英米の例をとつても、主権在民の世界の憲法の模範である英米の憲法からいつても、これは断じて間違ひである。明治憲法ならこれは別で、もう憲法の改正はすべて大権に属するのだから別ですが、いやしくも主権在民の憲法を模範としておる国において、一般の法律案、予算案などと同じように、第七十二条によつて政府にも提案権ありというがごときは、絶対に間違ひだと思ふ。そう思ふのです。

○清瀬國務大臣 ただいまの山崎さんの御説明と同様に私も考えております。

○稲村委員 絶対にそういう考えは間違ひだと思ふのです。内閣総理大臣は国会の多数党を代表しているのであるから、やはり提案権はあるのだというふうなことを言っている人もあるのですが、そういう意味からそうお考えになるのでもないですか。

○清瀬國務大臣 今まで山崎君のおっしゃる通り、国会に対する議案権の提案権は内閣にもある。この手続を考えますと、憲法の改正案自身を初めするのじゃなくして、このたび憲法の改正をするから国民に発案をしなければならぬ、発案の原案を内閣なり議員から国会に出しまして、国会は国会自身で、このときは内閣が発言権はありますが、三分の二の多数を得て国民投票に問うて採決するのだと思ひます。それより一歩前の案はやはり通常の議案だ、憲法改正案に関する件といったようなものを先に通常の法律と同じでいいのじゃないか、こう思つております。

○稲村委員 これはどうもおかしな話で、例証は悪いかもしれぬが、強盗が出て困る、だから強盗を縛る法律を作らう。しかしその場合縛られる強盗が立法の相談をするのはおかしいもので、被害者である一般の人が困るからといって強盗を制裁する法律を作るといふことになる。ところでこれは非常に原始的な話の仕方ですが、暴政というもの、それは民衆は困つた。たとえば昔のシナの軍閥政治というのは、あれは政府というか一種の強盗です。そういうふうなことが歴史上しばしばあつた。特に西洋には東洋より専制政治が横行した。西洋で憲法政治が発達したといふことは、西洋の専制政治がひどかつた、東洋はそれほどひどくなかつた。だから東洋ではいわゆる憲法政治がおくられていたといふことになつた。こういう歴史的事実です。その強盗みたいな政府、そういう政府を抑えるために憲法ができた。むしろ今の政府は強盗ではないでしょうか、しかし行政権力を支配したものはしばしば悪政をやるのです。非常に悪い政治をやるのです。そういう場合に人民の自由を守らなければならぬ、それが憲法なんです。そういうときに歴史的にも理論的にも考えて、法律の適用といふものが歴史的な背景として考えられなければ問題にならない。そういうときに政府が憲法のことを単に法律論によつて、それもあまいな法律論によつて、ありと称して憲法改正を云々することは、個人としてやるのは差しつかえないが、法案として予算をとつてやるというものは絶対にいかぬ、間違ひである、こう私は思ふのです。これは私の独断ではない、憲法の歴史から考えてそう思ふのですが、どうも幾らお尋ねしても、どうしてもあるというのですから、それだけですけれども、私はそういう憲法の制定の歴史から考えて間違ひではないか、こう言うのです。

○山崎巖君 その点につきましては意見の相違だと思ひますが、申すまでもなく憲法改正の議案が国会に出ました場合には、国会において十分の御審議も願ふことでありまして、しかも両院

ともそれぞれ三分の二の多数の賛成を得られなければ、国民に諮議することでもできないことになっておるわけであります。従いまして憲法の最終的改正を決定いたしますのは、国民自体であると思ふわけでありまして、提案権が内閣にあるという解釈をとりまして、最終決定は国民の意思によって決定することを御了承願ひたいのであります。従いまして、憲法の歴史のお話があるございましたけれども、この最終的決定は国民の意思によってきまるわけでございますから、その点は何ら差しつかえない問題ではなからうかと考えておる次第でございます。

○稲村委員 しかし私はこれはそういうお答えでは絶対に納得ができません。これは保留いたしましたして、いづれ法制局長官が来られてからまた質問を継続することにしたと思つております。

○細田委員 関連して提案者について伺いたいのだが、提案者の方の御意向はよくわかりました。わかりましたが、こういうことはお考えになりましたか。ただいま非常に適切な例を稲村さんから言っておられたのですが、民主主義というのは、とにかく国民を中心にした制度であることは、申し上げるまでもないことではあります。行政執行の感覚というものは、要するに行政執行の上に都合がいいとか悪いとかいうことが第一になつてくるのは当りまえなんです。当然なんです。明治憲法の当時はこれはきわめて強いものであった。この点ではもう十二分に経験のある文相は知り過ぎておるほどよく知つてゐる。だから、憲法はどう改正すべきか

というふうなことは、これは国民の代表の集まつてゐる国会が痛切にこういう点は直さなくちゃ不便だ、直さなくちゃ不合理だというふうなことを感じてやるべきであつて、行政府なんかそれをするべきでない。従つて何でもかんでも行政府に、内閣にこういうものもできるんだ、ああいうものもできるんだというものを集中することは、やがてまた戦争前のあの強い行政府をこしらへ上げることじゃないか。清瀬先生なんかはもう十二分に苦い経験を経られておるあの戦争前の形に戻すことになる。少くとも今後の政治のあり方は、そういうことは厳に戒めて、政治をやるものが中心ではない、政治を受ける国民を中心にして進めていかなくちゃならぬという立場から立てば、憲法提案もまた国会の中に置くべきではないか、こういうふうにお考えになっておりますか。

○清瀬國務大臣 私の名前が出ましたから私からお答えいたします。ただいまの御質問の、言葉ではなく、御趣意のことは稲村さんのおっしゃるのと同じでございます。例をとつておっしゃいましたから、私もその例を拝借しましてお答えいたしますと、政府をどうぼう、強盗にたとえて、これを捕まえるなわは警察官が持つのが当りまえである、こういう趣意ですね。そのことはよくわかりますが、また強盗の方で心を起して、悪うございました、私をくくつて下さいという強盗もなきにしもあらずなんです。政府の方から、現在の憲法が悪かった、きのうまでは自分も憲法を乱用した、やはり将来のためにはこの規定は変える方がよからう

ということに気がついて、政府が発案するという余裕をとることも、それは珍らしいことではありますけれども、またあり得ることだと思つております。それゆゑに、政府の発案権を全部とるということは公けの道理ではないじやなからうか。旧憲法は比較になりませんけれども、旧憲法時代は政府、ことに天皇だけが発案権を持つておられたというところ、わが国には前例もあることではあります。しかしながら政府が憲法改正草案を国会に出すという腹を持つておるといふことじやございませぬ、けれども、そういうこともあり得ることではありますから、この情勢上内閣に審議院を置くということは、必ずしも憲法違反ではないからう。今御両君の御質問の底は、一つの政治論、あるいはさらに進んで政治哲学論としては、私も心のうちには賛成いたしますけれども、共鳴はいたしませんけれども、しかし現在のやり方としてはこれがいいんだ。もしこれを国会に置くというところで、院外の学者、歴史家、それらを集めるといふと非常な異例になる。憲法は当りまえの法律家じゃだめです。憲法が必要なのは歴史です。こういう憲法があつたからこの結果になつたのだというふうなことを知る上において、歴史家、哲学者、実業家、そういうものを集めて、日本の将来のために、広くとはいわぬまでも、非常に深く考えなければならぬわけでありまして、お互に代議士は目前の処理を要する政治問題に忙殺されております。ロシアとの外交もやらなければならぬ、フィリピンも賠償もやらなければならぬ、労働争議も処理しなければならぬといったような

ことで、政治家ばかりではないけれども、広く各界の人——実は日本にそれだけの碩学大家があるかどうか疑問しのでありますけれども、民族の全能力をしばつて、将来のための憲法を作るのには、議員だけでは足りない、院外の者もある——院外の者をとるといふことは、国会内の委員会、特別委員会といふんです。例はあるのです。調べました。イギリスなどでは院外の者を集めたコミッティを作つたこともありますけれども、わが国には明治この方ないうのであります。やはりこれは内閣がよからう。正直申しますと、この国会に置くかういふことを私の属しております。置いた前の改進黨時代にも、一べん研究したことがあるのですが、やはり内閣に置く方が安全だ、こういう結果でございます。これは何もかも打ちあけてお答えをいたしましたわけでありまして、

○細田委員 今清瀬先生の言われたことは、法律家としての法理論を一步も出ていない。あなたは今、政治哲学として、あるいは政治論としては共鳴するといふが、われわれはこれは政治と解釈としてそれとできるというふうな可能論を言つてゐるわけじゃない。遺憾ながら法律家、法学博士清瀬一郎の議論を一步も出ていない。あなたは今、どうぼうもまた戒心しておれを縛つてくれという法律もでき得る、また行政府も国民のためにいうことで憲法を改正するといふ考えもあり得るという、要するに、あなたの言ひは例外なものでしょう。大体あなたは非常に博学の博士ですから、こんなことは申し上げるまでもないが、各国で国会の

で、政治家ばかりではないけれども、で、広く各界の人——実は日本にそれだけの碩学大家があるかどうか疑問しのでありますけれども、民族の全能力をしばつて、将来のための憲法を作るのには、議員だけでは足りない、院外の者もある——院外の者をとるといふことは、国会内の委員会、特別委員会といふんです。例はあるのです。調べました。イギリスなどでは院外の者を集めたコミッティを作つたこともありますけれども、わが国には明治この方ないうのであります。やはりこれは内閣がよからう。正直申しますと、この国会に置くかういふことを私の属しております。置いた前の改進黨時代にも、一べん研究したことがあるのですが、やはり内閣に置く方が安全だ、こういう結果でございます。これは何もかも打ちあけてお答えをいたしましたわけでありまして、

○清瀬國務大臣 先刻申し上げたほかにはつけ加へることはございません。あの通り御了解願ひたいと思ひます。

○細田委員 可能だ、あり得るということをおっしゃるならば、国会議員と国会議員外というものが対等の立場で採決して法律を決定することではなからう、これは要するにどこまでも原案の原案をこしらへるのですから、国会の中に憲法改正調査会というふうなものを国会議員以外で囑託して、そういう参考案をこしらへしめる機関を置く、そうしてもちろん国会議員も一部に参加する、要は憲法改正に対する参考案を作るについてのイニシアチブを国会が持つていく、内閣がとるのじやなく、国会が持つていくということも、また法律上不可能という議論は少しもないと思ひますが、この点いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 そのことは先刻もお答えしましたが、疑わしいです。現在の憲法及び国会法では国会議員が自主

的に裁断を下すので、院外の者は公聴会という形でお呼びするようになっております。あれを上げて院外の人をやり置きということができるのか。またできるとしても、そういう前例を開いてだんだん進むという、国会と政府と区別がつかぬようになるという、あり得る。ゆえに国会内つまり院外の学者書生を入れる前提という話です、そういうものを国会に置いていいのだろうかということは研究したものであります。イギリスには前例はあるのです。全く前例がないとは言えませんが、この道をここで開くということはどうだろうか、非常に疑問がある。はつきり断定を私、よう下し得ません。日本が新たに憲法を作った国会法でやっておりますが、今回初めて大学の教授なり、産業界の巨頭なり、何十人かメンバーに入れて、代議士と一緒に委員会を作ったこの部屋でやるというたことをここで始めるといふことは、これは非常に疑問があることとす。絶対不能ではありませんが、その例を開くよりも、むしろ——今政府、政府とおっしゃったが、昔の政府と違って議院内閣でありますから、やはり一種の国会を代表して議院内閣であります。この際政府に、永田町に置く方がこれは安全なんでしょう、こういうことが包み隠しもせぬわれわれの解釈でございます。国会に置くことは絶対不能とは考えませんでした。ごく初めに、われわれの属しておった党は国会に置くということを提唱した時代もあるのです。だんだん掘り下げて、考えてどうもそれは悪例だろう、こう考えたのであります。

○細田委員 野党であられた当時の改進黨の清瀬先生の御意見は、今おっしゃったように国会に置くということとす。ところが自由民主党になって政権を担当する清瀬一郎は、今度は内閣に置くというようになっておると私は思う。こういうことをやっておると、鳩山内閣というものは官僚にちつとも頭が上らない。行政改革の最近の発表を見ましても、まるで気の抜けたような案になって、予算局もどっかへ行ってしまつておる。事ごとに行政府に移して、そして官僚の手を借りてやるということだから、官僚の力を押えることがちつともできない。結局は自身は官僚政治なんです。三十年、四十年、多年の御経験を持っておる政治家清瀬先生は、日本の政治がこういうことではないと思われませんか、この点最後に一つ伺います。

○清瀬國務大臣 私は自己の弁明をしようとは考えませんが、さきにあからさまに言いました結果、またあからさまに言わなければならぬ立場に立ち至った。改進黨が憲法改正を思い立つた当初においては国会内といったのであります。私が民主党内にまだ入っておりませんが、すなわち一昨年中に改進黨の素案を作ったときは、すでに内閣に置くというところまで進んでおるのでございます。日本民主党になってからそうしたのではございません。改進黨時代といえれば野党の時代であります。そのころいろいろ考えまして、党内では外に置く方がいいということを出発したけれども、ほんとうに外に置いたらどうなるんだらうかということを立法考査局その他の方にだんだん調べさせまして、外国には例はあるけれども、日本で調査会を院内で、院外の者とをまぜて議長のもとに、国会の予算内をこれとやるという前例を開けば、また後日の問題も重要だといふの——議員と民間との合同会議のようなもの、国会にだんだんできまして、これはおもしろくない傾向だから、やはり内閣に置く方がよからうということ、私が自由民主党に入るもう一つ前、改進黨時代にそれはきめておるものであります。今日われわれ政府党になったから、そういうふうに変節改論したのでございせん。一身の弁明をいたして済みせんけれども、そういうわけでございせん。

お伺いの後段のことについては、政府にかような委員会を作るといふことは、日本の国の政治を乱るものだと私は思ひません。国内に、あなた方は御反対だが、また他方には憲法を改正すべしという論はあるのであります。言論界にもあるのであります。実業界にもあるのであります。こういう国家の大切なことは、内閣が委員を委嘱して調べさすといふことは決して悪いこととでございせん。

○稲村委員 ただ国会に置けばさういふふうないろいろな専門家の意見も聞けない、専門家を入れることもできない、そういうふうなことで内閣に置かなければならぬ、こういうふうなことは少しも理由にはならぬと思うので、政党内におのおの政務調査会があるのだから学者を呼んだりなんかして十分意見を戦わし、その意見をいれることは幾らでもできるわけなんです。それで清瀬先生は、内閣に置くことも日本は議院政治だからかまわないのじゃないか、こういうふうなことを言われ

た。私はそういう観念が非常に重大だと思ふので、実は多数派政治、議院政治は大統領政治とは違つて、ほんとうは行政権と立法権の区別が、はっきりしない場合があるわけなんです。それは議会における多数党が政権を取り、衆議院の者が総理大臣になって行政権を支配するのだから、そこでそういう観念が非常に危険だと私は思ふのです。というのは、たとえば多数党が政権を取つて、多数横暴をやるやうが一番危険だ。歴史上しばしばそういう例がある。ヒトラーはワイマル憲法で多数党になつて、さうしてあらゆる独裁権力をふるつて行政権中心の独裁政治を行つた。そういう例は日本にだってあるわけなんです。過去における多数党の横暴、多数独裁といふものは民主主義でなく、議会政治でないことは、これはもうだれでも知つていられるわけなんです。少数派の意見を尊重し、少数派の基本的人権を守る、これが憲法政治なのだ。多数派独裁は官僚独裁、軍閥独裁、君主独裁と同じような危険性があることは、これはもう歴史上の事実です。内閣が憲法の問題を議する、それは議院政治だからかまわないじゃないかという意見こそ私は最も危険な意見であると考える。そういうことを聞いて、ますます——かりに多数党の政府、内閣といえども憲法上の問題に公的に、法的に容喙するといふことは絶対にいかぬ、憲法違反である、こう私は考えるのです。清瀬さんの議論を幾らお聞きしましても、これは憲法違反であるといふことに対して、私はどうも考えが変らないのです。これはどう考えても憲法違反ですよ。

○山崎議員 私どもは憲法違反とは絶対に考えておりません。たびたび申し上げますように、今回内閣に調査会を置くという建前には相なつておりますけれども、この調査会自体は広く世論を反映せしむるというために設置するわけでありまして、この調査会には反対の意見の方々もぜひ御参加を願ひたい。そして憲法改正は否かという根本論から大いに検討をし、その結果改正を必要とするといふことになれば、さらにこの憲法改正の要点について御討議を願ひ、こういう建前にいたしておるわけでありまして、また内閣に置きますことが、行政府の意見が非常にそれに強く反映するのじゃないか、こういう御心配であると思ひますが、この調査会法の案文をごらんになりますとわかりますように、簡単に申し上げますならば、これは内閣がこの調査会のいろいろの世話をする役目でありまして、調査会自体が自主的に運営をはかり、そしてその結論につきましても、その運営から出て参ります結論は、むしろ委員各位の自主的な意見によつてきます。こういう建前に相なつておりますので、決してこの調査会に行政府の意見が強く反映するといふ建前には、私もどうも考えが変らないわけでありまして、従いまして私どもはこの調査会の設置が憲法の条文に違反するといふふうには絶対に考えておらないのでございせん。

○稲村委員 それは調査会をやつて憲法の原案を作るのですから、法律を作る者は官僚です。何といつても官僚が作るのですから、それはもうどうしたって幾ら憲法調査会であろうといふにしろとかんとか言つたところで、

原案を作ることになれば、これは官僚が作るのだから、決して其の意味の主権在民の憲法、基本的人権を守るようなものではないと思う。多数党でも行政権をとった者は、自分の都合のいいようにやるという事は習慣です。だから行政権を拡大して、できるだけ議会側がやかましく言うて、いろいろな問題で政府の自由を束縛するようなことをなくしようという事は当然なのです。必しも行政権がこまかしなのです。必しも行政権がこれに干渉しないとか何とかいうけれども、原案を作るのだから、原案を作れば、その原案というものは立法技術において、政府の都合のいいような、政府の権力を増大するようなものができるにきまつてゐる。それをわれわれはおそれるのです。それはごまかしなのです。先ほどの清瀬さんの議院政治だから、内閣に置いてかまわなないじゃないかという考えがだいたい間違つてゐる。さつき言った通り多数横暴というのはいつもおそろしいのだから、君主独裁もおそろしいのだから……。そういう危険性に対して清瀬さんは全然ない、こうおっしゃるのですか。

○清瀬國務大臣 それは少しもないと私思つております。憲法調査会は名のごとく調査会なのです。調査の結果は内閣に報告され、内閣を通じて国会に報告されるものであります。その後憲法改正を可とすれば国会が御提案のこととあらうし、また内閣が提案することもあると思ひます。それが提案されて、国会で三分の二で決せられるのです。そのときに至つては、内閣は表決権は持つておりません。閣僚は代議士としては持つておりますけれども、

今憲法は世界の憲法にまねたほど改正の手續を嚴重にしております。参議院も衆議院も三分の二で発案に同意をして、それから國民投票にかけるのです。これだけ重なる手續をとつておりますから、微々たる一内閣が日本の憲法の將來をゆがめるなどということは毛頭ないと思つております。

○稲村委員 私は法律は全然知りませんが、そういうむづかしい法理論は申しませんが、政治の實際においては反省のない多数党政治というものは非常におそろしいものです。これは過去においてもそうです。政府が議案を出す。それに対していかに議員が間違つてゐると思つても、やはり党の統制に服さなければならぬ。それが今の議會政治の實際なんです。ヒトラーの場合も同じです。多数党が権力をとつてあらゆる横暴なことをやる。それに対して多数派に属する議員というものはいろいろの考えがあつても、党の統制上、選挙の關係等において幹部の意向、従つて多数党政府の意向に従つていくという危険性がある。それがつまり多数党政治が議會政治を破壊してゐる実情なんです。そういう危険性が日本にも現にあつた。政党横暴の時代がそうです。そういうふうなことがあるから心配するので、多数党政府であればあるはその心配が起る。アメリカあたりなら常識的に考えられぬ。大統領が憲法の問題にいろいろくちばしを入れるというふうなことは考えられないのだが、日本は立法と行政の区別があいまいだから、多数党が勝手なことをやるのが現実なんです。清瀬さんはそういうことはないというけれども、事実そういうことがある。

それから、なるほど日本は憲法上の改正の規定が非常にやかましい。これは事実です。やかましいことは非常にいいと思ふ。日本のような特に専制政治に陥る危険性のあるところは、憲法改正の規定がやかましいことは絶対にいいと思ふのだが、しかしこれも多数党政府が決定したことは、一つの國民の世論として、これが國民投票の場合でも、自分たちの代表として選んだ議員が多数でできたのだからといつて、盲従する危険性が多分にあるわけだ。いづれにせよ、たとえばヒトラーみたくに選挙をやればその通りになる。ソビエトだつて憲法は主権在民で多数派でいっている。しかし選挙すれば政府の方の者が全部当選するとか、それから政府の言つた通りの法案が一切通るとか、また國民投票においても通るとかいうふうなことは、これは多数派独裁の國家においては通常のことなんです。こういう多数派独裁からもわれわれは人民の自由を守らなければならぬ。そういう意味からいって、憲法の問題に内閣が容喙する——これは容喙するにきまつてゐる。憲法改正を前提とする調査会にきまつてゐるのだから、幾らいろいろな理屈を言うても、調査してから云々なんて、これはへ理屈なんです。そういうふうなことからこの憲法問題に内閣が容喙することとは絶対に危険である、これはもう私は深く信ずるのです。清瀬さんの議論は、これはもう全然私はへ理屈だ、こう思ふのです。

○清瀬國務大臣 今のは御質問でなく、御批判でございましたが、私自身はへ理屈とは思つておりません。良心的にそう考へておるのでございます。

○稲村委員 まだいろいろお聞きしたいことがあるのですが、きょう、前から要求しております林法制局長官が見えになりませんから、私の質問はこれを保留いたしまして、次に質問をしたいと思つております。

○山本委員長 午後一時から再開いたします。

午後二時十八分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際お諮りいたします。憲法調査會法案について公聴會を開催いたしたいと存じますので、公聴會開催要求を議長に申し入れますと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければさよう決します。

なお公聴會の手續等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければさよう決します。

暫時休憩いたします。なお午後五時より再開いたします。

午後二時十九分休憩

午後五時五十一分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

臨時教育制度審議會設置法案を議題とし、質疑を続行いたします。受田君。

○受田委員 総理が来られる前に清瀬

さんにこの法案の最後の質疑をいたしたいと思ひます。あなたは自民黨の政策の最高目標の一つである國民道義の高揚の立場から、この法案を出さなければならぬと仰せられ、かつ憲法改正と背後において相通するものがあるのだという御答弁があつたわけでありますが、日本の教育というものと一体的なあり方として今日に至つておるところの新憲法の精神と違ふ方向に教育がおもむかしめられるとなれば、現状においてはこれは非常に重大な問題だと思ふのでありますが、自民黨の基本政策の一つとしての國民道義の高揚の立場から考へられる今回のこの法案の目標は、結局は國會の忠誠と道德教育の強化、中央政府の意圖を地方へ反映せしめ、指揮監督権を強化して、教育の中央集權化におもむかしめる傾向にある法案だと断定してよいかどうかをお尋ねしたのであります。

○清瀬國務大臣 今のお問ひの初めにありました憲法改正調査會と臨時教育制度審議會とが、これを立案するものにおいて相通するものがあるということとをこの間申し上げました。それはどちらも占領中にございましたので、その動機よりして日本人自身がやつてみたというところで、相通するという意味で申したつもりでございます。この憲法の主張はいたしておりますけれども、人權の尊重、人格の尊貴、個人の価値ということについては今の憲法も世界のどの憲法にも劣らぬくらい明確にこれを高調いたしております。教育というものは人權、人格に關することでございますから、今の憲法のもとにおいても十分に向上、革正できるのでござ

います。それゆゑに憲法が改正されなければいい教育制度はできぬとは私は決して考えておりません。このことも過日申し上げたと記憶しております。

○受田委員 そうしますと、憲法の改正のあるなしにかかわらず教育の基本的理念というものは一貫しておると考へてよろしいうございませうか。

○清瀬國務大臣 憲法改正の事業が達成しないでも、今回できます臨時教育制度審議会の方が審られまして、日本において一番正しい教育をするように御討議をお願いしたいと思います。

○受田委員 私は先回尋ね残りに政治と道徳との関係をあげておたのでありますが、政界の浄化矯正を期する意味において、少くとも文教の府の最高責任者としての大臣は身をもつて政界を清める立場にあらねばならないと思う。しかもその文相が中心になつてこの法案を出した以上は、少くとも政府みずから国民の前に立つて、みずからの仲間には汚れた者はおらないのだ、また国民に対しては率先範を示すのだという御決意を示していただかなければならぬと思うのです。

この点において現在の政界は、はなはだ残念でありますけれども、党利党略に走つて、国民に著しく不安動揺を与えてゐる。こういうことを矯正するという点においても文相として十分自覚しておられるか、あるいはこれに対する対策を用意しておられるかどうかをお尋ねしたいのであります。

○清瀬國務大臣 政界の肅正は私一生の願ひでございます。文相の地位にあるうと、あるいは在野の時代におきまして、政界の肅正は必ずいたした

い。政界の肅正のためにはたつた一つは手段ということはないのです。いろいろなことが交錯いたしております。政界は世の中と離れたものではありません。世の中、世の中の風儀、教化、昔の言葉でいへば世道人心ということがあります。またあなたの御指摘の選挙ということもこれは重要なことであります。わいろが行われていい政治が行われるはずがありません。これも肅正しなければなりません。学校に預かつている者は白地の子供でありますし、これは非常に大切なことで、子供の訓育には道徳を第一にしたい、こう思つて

○受田委員 総理の御準備される前に、今一言文相にお尋ねしたい点がございまして、あなたは今選挙にも例をとられて、国民の期待を裏切つてはならないという決意を示されたわけでありまして、政治のやり方によつては民生の安定が汚されて、国民の中には非常に苦しい生活、最近のあの自殺行為、親子心中などを見てもわかる通り、はなはだ悲惨な社会生活を営んでおる人が多いのでありますが、こういうところの背後には政治の貧困、すなわち政治のやり方が道義的に頹落して、その衝にある者が汚職、疑獄をやつて国民の苦しみを底抜けに考へてゐるというやうなことも考へられるのであります。少くともこういう国の教育の根本方策を改めようというやうな案を出したならうとする文相並びに政府といたしましては、政府内部において絶対に民生安定を傷つけることのないやうな、身をもつて範を示すところの熱意がなければならぬ。この点において、政府内部にいろいろいかがわ

しい風聞が伝えられ、かつ官庁の綱紀は頹落して、はなはだしくひんしゆくを買つておる事実があるのであります。政府自体、綱紀肅正、政府内部の人々に十分の責任を持たしめるとともに、閣僚そのものが絶対に疑念を抱かせることのないやうな自信をもつてやつていく決意があるかどうか、これを最後に伺ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 前段の親子心中その他経済上の理由等で命まで捨てる事件が新聞に出た、あるいはほとんど毎日報ぜられておることは実に遺憾なことでございます。そういうことを除くためにわれわれは努力いたしておるものであります。遺憾ながら現実の社会はまだ理想境には達しておりません。十分努力いたしたいと思ひます。私は閣僚同僚のうちに非行のある人は一人もないと信用をいたしております。

○受田委員 では最後に一言文相に対する質問をして、文相に対する質問は終りたいと思ふのですが、この審議会法案には、第十条にいろいろな必要事項を政令で定めろという規定が掲げられてゐる。これは委任事項としてはきつめて重大な問題であつて、あなたの方の立案がもし道を誤るならば、この法律の意思にも反する場合がある。この点どういふ構想を持って政令を用意しておられるのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○福田政府委員 政令の内容でございしますが、この臨時教育制度審議会の会にございまして、たとえば会長が招集するとか、あるいはその定足数、二分の一以上が出席しなければ開くことができないとか、あるいは出席議員の過半

数で会議は事を決するとか、あるいはまたこの審議会の庶務につきまして必要な規定を設けるとか、あるいは審議会の運営に関する細則につきましては審議会会長が審議会の意見を聞いてきめる、そういう事項を政令できめたいと予定しております。

○受田委員 では総理に対して質問をさしていただきたいと思ひます。総理は朝来非常なお疲れで、こへ来ていただくのにははなはだ情において忍びないところがあるのでありますが、しかし健康は回復して国務にたえ得ると当局の御説明のある通り、こへおいでいただいたので、あえて総理の健康を信じて質問を続けたいと思ひます。

総理は、臨政審のこの法律に対しては背後に憲法改正と相つながらるものとあると清瀬文部大臣は答弁しておられるのでありますけれども、総理もまたこれを同様に認められておられましようか。

○鳩山國務大臣 憲法調査会と臨時教育制度審議会とは何も直接の関係はあらないと思ひませんが、両者がともに占領中にでき上つたという点は共通しておると思ひます。それで占領中にできたものでありますから、その当時の外国の方針としてあるいは地理的教育をやめさせ、あるいは歴史的教育をやめさせたというやうな時代に、日本の教育制度はでき上つたのであります。これは占領中にできたものでありますから、これは再検討する必要は十分あるものと信じております。

○受田委員 憲法を改正をして、教育の根本方針も変えようという関連があるのだということなんでありまして、私自身といたしましては、もし政府が

そうした国の教育の根本方針を変えようというやうな御意図があるならば、少くともあなたの方が意図しておられる立場の憲法改正をして、しかる後にすべき問題だと思ふのであります。いかがでしようか。

○鳩山國務大臣 先刻申し上げました通りに憲法改正と教育制度の改正とは直接の関係はない。ただでき上つたのはともに占領時代だという類似性があるというのを申したのであります。それから、誤解のないやうにお願いいたします。

○受田委員 国の教育制度である六・三制というものは今後とも厳として存続せしめる御意思を持っておられるかどうかを伺ひたいのであります。

○鳩山國務大臣 六・三制というものを變更するという意思を私は持つていませんけれども、これはやはり教育制度審議会において慎重に検討すべきものと思ひます。

○受田委員 自民党の統一の際の根本方針の一つの中に国民道義の高揚という一項が掲げられ、その意思のもとにこの法案が出されたと言われております。われわれは一党の根本方針に基いて教育の方針が曲げられるということになれば、これは党利党略によつて国家百年の教育体系がくずされると思ふのです。総理はこの点、自民党が統一しなかつたならばこういう法案が出なかつたであらう、統一したから出たということになれば、ある程度政党的政策によつて教育の体系が曲げられるとお考へではないでしようか。

○鳩山國務大臣 全然教育制度を党利党略によつて變更しようというやうな考へ方は毛頭ありません。そういうや

うなことは考えたことはございませ

○受田委員 自民党の統一根本方針としてこの案が出たのだと文相は答弁しておられるのですが、もし統一しなかつたらこういう法案が出なかつたという陰の声があるわけなんです、この点時の政府の息によって、そのときの政

○鳩山国務大臣 そういふことは絶対にありません。ただ党は教育制度を再検討するのがいいだろうということを決定したのであります。それには私も賛成なのであります。

○受田委員 それは文相の意見でこの法案が出たのであって、党の政策とは大した関係がなかつたのでござい

○清瀬国務大臣 それは私が答えなければならぬことかと思ひます。これは結

○受田委員 次は問題に入つていき

○鳩山国務大臣 私に申しましたの

○受田委員 あなたはその内容の、私

になつてゐるので、少くとも提出され

○清瀬国務大臣 総理がこの案は清瀬

○鳩山国務大臣 私の申しましたの

○受田委員 次は問題に入つていき

○鳩山国務大臣 私に申しましたの

○受田委員 次は問題に入つていき

○鳩山国務大臣 私に申しましたの

○受田委員 次は問題に入つていき

れた機会に、政界の浄化端正をはか

○鳩山国務大臣 今あなたがおっしゃ

○受田委員 今度の選挙法の改正など

○鳩山国務大臣 あなたのおっしゃる

○受田委員 今度の選挙法の改正など

○鳩山国務大臣 あなたのおっしゃる

○受田委員 今度の選挙法の改正など

○鳩山国務大臣 あなたのおっしゃる

を鳩山総理大臣がお作りになりました

○鳩山国務大臣 二大政党が対立して

○受田委員 私は今、選挙制度調査会

○鳩山国務大臣 何とおっしゃいまし

○受田委員 政治道徳の關係から、か

○鳩山国務大臣 尊重するつもりでご

○受田委員 尊重されるといふ御意思

○鳩山国務大臣 尊重されるといふ御意思

デリマンダリングなどと称せられて、

○鳩山国務大臣 わるん調査会の案と

○受田委員 これは通告して御答弁を

○鳩山国務大臣 政府は、案を見まし

○受田委員 二人区というのは、これ

○鳩山国務大臣 小選挙区制をとつて

いる国においても、二人区がないわけじゃないのです。やはり事情によつて二人区というものを例外的に認めることは、小選挙区の体制をくずすものとは私は考えません。

○受田委員 二人区は、自民党案によれば、これは社会党の強いところとか、あるいは自民党に二人の有力な候補者があるとかいうようなところに限られて、非常に党利党略的で、政治道徳を無視したことだと思ひますが、御見解はいかがでしょう。

○鳩山国務大臣 私は一向に詳細を知りませんので、内容を検討しなければ、御返事ができません。

○受田委員 まだ最後のことを御存じないということですが、では基本的には、比較的党利党略的の少い調査会案というものが、尊重するべきであるという御意思はございますか。

○鳩山国務大臣 あります。

○受田委員 最後に一言、参議院選挙がとかく延長されるのじゃないかという不安の人もあるようでありますが、政府は予定された参議院選挙の日は、はっきりと現在の通りにお考えでございましょうか。

○鳩山国務大臣 私はその点について、まだ考えを述べたことも、それに就いて相談を受けたこともございせん。

○受田委員 そうしたら、参議院選挙の期日は既定方針通りに御予定されていることとございましょうか。

○鳩山国務大臣 現在、延ばした方がいいというような考えを持っておりません。

○受田委員 それから最後に、総理の健康を憂える気持はわれわれひとしく

同様で、与野党を通じて総理が御健闘いただくことを願っているわけですから、総理が健康であるという保証をつけられて、こうして会が進められているのでありますが、総理の誠実な、われわれの委員会へまじめに出ようというこの態度に対しては、大いに敬意を表しておりますけれども、総理は自信を持って今後いつごろまで、あるいはアイクの言うように、三年でも五年でも健康を保持して、職務に耐え得るという御自信を持っておられましょうか、どうでしょう。

○鳩山国務大臣 私は現在の健康ならば、現在くらいに忙しさの政務はやっていけるものと思っております。この考えの続く限りは、国家のために尽したいと思っております。

○受田委員 昨年のいつでしたか、自民党の東京支部大会で、総理は、ことし一ぱいくらいでやめるとだという意思表示をされたに聞きますが、はなはだ意思の弱い意思表示であつたと批判されているのでありますけれども、さようなことはございせんか。

○鳩山国務大臣 イギリスでは、次の総理とか総裁とかいうものは早くきまるのです。そういうことは非常にいい制度だと思ひます。それには、私がやめるというふうな気分を覚悟に与えておく方が、いい次代者ができるだろうと思ひますのでそういうことを言つておるわけでありまして。私自身としては倒れるまで今日ではやるつもりでおります。

○西村(力)委員 私はこの際議事進行の動議を出したいと思うのですが、教育の理念あるいは教育制度のあり方というものも、すべて憲法の全体の精神

から導き出されておるものであります。そういう点からいいますと、現在政府は自民党提案の名のもとに憲法改正を目的として調査会法案を出しておる。それでありまして、ただいま受田委員から質問がありました通り、憲法調査会の帰趨がはっきりしてからその憲法の示す精神に基いて教育のあり方を改正していく、これが順序であると思ひます。これを並行して出すということは全く憲法に対する、それから導き出される教育のあり方というもののに対する考え方の統一されてないことであると思ひます。そしてまた現在教育委員会法も改正しようとして政府は企図しておる。教育が不当なる支配から脱却するために教育委員会法というものが現在できておるわけですが、それを改正していこうとしておる。あるいはまた教科書法案を出そうとしておる。あるいは地方自治法の改正あるいはまた選挙法を改正して、校長とか教頭とかいうものを管理するという立場に立てて、学校教育を官庁のごとき職員構成にして行こうとしておる。こういう点からいいますと、そういう法案を出す限りにおいては教育制度の審議会を持つ意義もない。これ以上何をやろうとするのだ、こういうことになりなす。まいた今回の審議会の内容を見ますと幹事は非常勤だ。あるいは予算が少なくて、年に何回くらいしかできないという。こういうふうな状態で完全なる結論を得られるというのではない。結局するところ、政府の企図しておるあるいは自民党の企図しておる教育改正が押しつけられる危険性がある。こういう点からいいますと、この際この審議会法案は政府の手によつていさぎよく撤回

回されるべきであるという動議を提出いたす次第であります。

○山本委員長 西村君の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○山本委員長 起立少数。よつて西村君の動議は否決されました。

これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。細田綱吉君。

○細田委員 私は日本社会党の立場から本法案に反対の討論をいたします。まず申し上げたいことは、私が申し上げるまでもなく、日本の憲法はもろく独立を規定して平和と自由を徹底的にうたつております。この意味において世界に類例を見ないというほど進んだ憲法だといわれていることは皆さんも御承知の通りでございます。従つて憲法が日本の独立、平和、自由というふうなことをうたつてある限り、また教育もこの線に沿つて進めていかななくてはならないということはこれまた当然な話で申し上げるまでもございせん。現在の教育制度がこの民主主義制度を十分に考へて設けられておることも、また私が申し上げるまでもございせん。

そこでこの立場から本法案を検討してみますと、まず本法案の指向するところが少しも明確でないということ、と言いかえればその性格がさっぱりわからない。もしこの法案をいって性格づけるならば、戦前の教育制度に戻さうというふうなことがむしろ考えられる。もちろんわれわれは文相の意図はまさかそうではないと推測するに

やぶさかではないのでございます。従つてそうでないとすると、この臨時教育制度審議会というものが何を指向しておるか、これがさっぱり明確でない私は考えるのでございせん。すでに中央教育審議会というものがあつたり、なせ屋上屋を重ねてこういうことをしなくてはならぬかということを考えるのでございせん。私が申し上げるまでもなく、中央教育審議会が文部大臣の諮問に応じて教育に関する基本的な制度、その他教育学術または文化に関する基本的な重要施策についての調査、審議をし、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する、こういうことが中教審の性格としてはつきりうたつてある。しかもその總會において当時の文部次官は、終戦後政府は民主的教育の健全なる発達を期するため、これに必要な教育施設の実施にあつては努力を重ねてきましたが、過去六年有余にわたるこれらの新教育政策の運営の實際に徴し、かつ独立後の新事態にかんがみまして教育全般にわたつてその制度、内容及び運営などに再検討を要するということを説明の中に付加し、そして当時の岡野文部大臣も根本的に検討をするということとして、これが中央教育審議会の使命として生まれ、しかもこれは二十七年の八月、正確に申し上げますならば第一回の總會は二十八年一月二十一日ですから、まだ三年余しかたつていないのに、さらにこの機構の上に積み重ねるというやうなことは、この設置法の趣旨がさっぱりわからないのでございせん。こういうことを考へてみますと、屋上屋を重ねるやうなこの臨時教育制度審議会設置法というものはもう必要では

ないのじゃないかということを、われわれは強く考えるのでございます。

第二に本案に反対する点は、審議の対象がまた明確ではない。文相はこれに対して教育目的に関する反省、教育内容に関する国の責任と、それからまた教育も国のため民族のためでなくてはならぬ、こういうことを言っておられるんだが、教育目的に関する反省というようなことは、これは冒頭に申し上げました日本の憲法が独立、平和、基本的な人権ということ強くうたって、この線に沿って日本の教育制度がしかれている限りは、そうしてまた中央教育委員会というものがあって、今申し上げましたように、根本的な制度その他重要施策についての調査、審議をするという以上は、これも文相の言われる点はきわめてあいまいなことでございまして、もちろん私が申し上げるまでもなく、職前の教育というものは、極端な国家奉仕の全体主義の立場から強制したものであることは、文相のよく御存じのところでございます。しかし民主主義の新憲法下においては、そういう教育であってはならない。国家の手による国家のための統制された絶対主義的な教育なんというものは、これはもう弊履のごとく捨て去られておる。そうして国に奉仕する教育ではなくて、国民に奉仕する教育に置きかえられているわけですから。従って教育に関する国の責任というやうなことは、これはどういふことを意味するのかわからない。文相は内閣文教の連合審査の場合には、指導、助言、勧告ということは規定してあるが、このことを説明されている。その中から考えてみますと、指導、助言、勧

告は現行法ではあるけれどもという文相の意の次には、ただし強制というところがないということとを裏づけしている。教育というものは強制するものじゃないので、これは指導、助言、勧告で十分なんです。教育を強制的にやろうという意図があるならば、さつき申し上げましたように、おのれを捨てて国家に奉仕するというような全体主義的な教育に導いていくということは申し上げるまでもない。こういうようなことを考えるならば、どうも危険きわまる法案ではないかと考えるのでございまして、もちろんリベラリズムのオーストリティをもって任ずる文相ですから、そういうことがないとするならば、審議の対象がきわめてまたあいまいなことでございまして、これが私の反対する第二点でございます。

第三は、現在の教育があまりにも憲法の線に沿って、平和と自由ということとを強調し過ぎていっているという文相がお考えになっておるから、この前の連合審査のときの文相のお言葉を拝読してみますならば、国民の不満は日本の教育の目標にある、こういうことを言われておる。これは別に現在の教育の目標に対して国民は不満に思っていない。もちろんいろいろ各個の問題については、年とともに改善されていくべきことは当然でございますけれども、しかし現在の教育の根本的な方針については、国民はとも不満に思っている点はないと私は思うが、もし現在の国民でなくて、教育に不満を持っておる人の目標はどこにあるかといえれば、先ほど申し上げました国に奉仕する教育を押しつけようということが、その裏にひそんでおるといふことを、

明らかにこの言葉で物語っていると考えるのでございます。言いかえてみますならば、今申し上げました平和と自由、あるいはまたそういうことを強くうたっておられます現在の教育に対して、官僚が、文部省が強い干渉をはかっているというの、この臨教審法案の趣旨ではないか。従って現在の教育制度を強く反動化の方へ導いていこうというのが、本法案をこしらえたならば当然進むであろう一つの目標であると私は考えるのでございます。教育は官僚が強制したりなんかすべきものじゃないので、責任と強制は全く違う。教育は責任を強く高揚して教えても、強制あるいは干渉というやうなことは教育では全く無用なことでございます。これから考えましても、本法案が全く意味をなさない、むしろ有害無益の、反動化へ後立つものであるということとを考えて反対するのでございます。

なお最後に申し上げますことは、機構がいたずらに複雑になるということ、先ほど申し上げましたように、中教審の総会のとき、あるいはその説明で、十分その設置の目標がはっきりしている、言いかえれば臨教審の設置とは同じである。こういうやうな制度のある上にさらに屋上屋を重ねて複雑化するというやうなことは、これは有害無益である。行政機構の簡素化ということとは鳩山内閣の表看板である。しかるにここへ四十人も並び大名を置いて、そうして大臣の指導のもとに、いや官僚の指導のもとに日本の教育を再編成しよう、こういうやうなきわめて危険な法案が本法案であると考えるのでございます。従って行政機構の簡素化という鳩山内閣の表看板から

いきましても、こういうものは設置すべきでなく、いわんや反動化の目標へ進むとするならば、なおさらわれわれはこういう反動法案は絶対に通してはならないと考えるのでございます。こういうやうな数々の欠点を網羅しております本法案に対しては、社会党は断じて反対であり、また与党の諸君、官僚の全体主義の横行には辟易した経験を持っておられる方々で、今この制度を通すということは、やがてはまた日本を戦前の教育制度に戻す第一歩を踏み出すというやうなことを十分お考え下さいまして、本法案の撤回を私は切に望みまして、反対討論を終る次第でございます。(拍手)

○山本委員長 これにて討論は終結いたしました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決いたしました。なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なければ、さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十分散会

〔参照〕
臨時教育制度審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局